○○保育園運営規程（参考例）

　（事業所の名称等）

第１条　（法人名）が設置するこの保育園の名称及び所在地は，次のとおりとする。

　⑴　名　称　　○○保育園

　⑵　所在地　　旭川市△△条□□丁目・・・・・

　（施設の目的及び運営方針）

第２条　○○保育園（以下「当園」という。）は，保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ，保育事業を行うことを目的とする。

２　当園は，保育の提供に当たっては，入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し，その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

３　当園は，保育に関する専門性を有する職員が，家庭との緊密な連携の下に，利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ，養護及び教育を一体的に行うものとする。

４　当園は，園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら，園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

５　当園は，「旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年旭川市条例第５７号。以下「基準条例」という。）」，その他関係法令を遵守し，事業を実施するものとする。

　（利用定員）

第３条　当園の利用定員は，子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに，次のとおり定める。

　⑴　法第１９条第１項第２号の子ども（保育を必要とする３歳以上児。以下「２号認定子ども」という。）　○○人

　⑵　法第１９条第１項第３号の子ども（保育を必要とする３歳未満児。以下「３号認定子ども」という。）のうち，満１歳以上の子ども　　○○人

　⑶　３号認定子どものうち，満１歳未満の子ども　　○○人

　（提供する保育等の内容）

第４条　当園は，保育所保育指針（平成２０年厚生労働省告示第１４１号）に基づき，以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

　⑴　特定教育・保育（法第２７条第１項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

　　　支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し，当該支給認定における保育必要量（法第２０条第３項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

　⑵　延長保育

　　　やむを得ない理由により，支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は，当該支給認定に係る園児に対し，第７条に規定する時間の範囲内において，法第５９条第２号に規定する延長保育を提供する。

　⑶　食事の提供

　⑷　その他保育に係る行事等

　⑸　一時預かり

　　　児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を実施する。

　⑹　地域子育て支援拠点事業

　　　児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施する。

　（職員の職種，員数及び職務の内容）

第５条　当園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種，員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし，職員の配置については，基準条例で定める配置基準以上とする。なお，員数は入所人数により変動することがある。

　⑴　園長　１名（常勤専従）

　　　園長は，職員及び業務の管理を一元的に行い，職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに，園児を全体的に把握し，園務をつかさどる。

　⑵　主任保育士　１名（常勤専従）

　　　主任保育士は，地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに，園長を補佐し，保育内容について他の保育士を統括する。

　⑶　保育士　○○名以上

　　　保育士は，保育に従事し，その計画の立案，実施，記録及び家庭連絡等の業務を行う。

　　　（一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業の職員を含む。）

　⑷　栄養士　○名以上

　　　栄養士は，給食業務の総括を行う。

　⑸　調理員　○名以上

　　　調理員は，給食業務に従事する。

　⑹　嘱託医　１名

　　　嘱託医は，児童の健康管理業務を行う。

⑺　歯科嘱託医　１名

　　歯科嘱託医は，児童の健康管理業務を行う

⑻　用務員

　　用務員は，園内諸業務に従事する

⑼　（以下，園の状況に応じて記載して下さい。）

⑽

⑾

⑿

⒀

⒁

⒂

　（保育を提供する日）

第６条　保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとする。ただし，年末年始（１２月○○日から１月○日）及び祝祭日を除く。

　（保育を提供する時間）

第７条　保育を提供する時間は，次のとおりとする。

　⑴　保育標準時間認定に係る保育時間

　　　**７**時から**１８**時までの範囲内で，保護者が保育を必要とする時間とする。

　　　なお，上記以外の時間帯において，やむを得ない理由により保育が必要な場合は，**１８**時から**１９**時までの範囲内で，延長保育を提供する。

　⑵　保育短時間認定に係る保育時間

　　　**９**時から**１７**時までの範囲内で，保護者が保育を必要とする時間とする。

　　　なお，上記以外の時間帯において，やむを得ない理由により保育が必要な場合は，**７**時から**９**時まで又は**１７**時から**１９**時までの範囲内で，延長保育を提供する。

　（利用者負担その他の費用の種類）

第８条　支給認定保護者は，支給認定保護者の居住する市町村長が定める保育料を，その居住する市町村*へ*支払うものとする。

２　第１項に定めるもののほか，別表に掲げる当園の保育において提供する便宜の要する費用については，支給認定保護者より実費の負担を受ける。

　（利用の開始に関する事項）

第９条　当園は，市町村から保育の実施について委託を受けたときは，これに応じるものとする。

　（利用の終了に関する事項）

第１０条　当園は，以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

　⑴　園児が小学校に就学したとき。

　⑵　２号認定子どもの支給認定保護者が，法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

　⑶　３号認定子どもの支給認定保護者が，法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

　⑷　その他，利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

　（緊急時における対応方法）

第１１条　当園の職員は，保育の提供を行っているときに，園児に病状の急変，その他緊急事態が生じたときは，速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等，必要な措置を講じるものとする。

２　保育の提供により事故が発生した場合は，旭川市及び園児の保護者等に連絡するとともに，必要な措置を講じるものとする。

３　当園は，事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに，事故発生の原因を解明し，再発防止のための対策を講じるものとする。

４　園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には，損害賠償を速やかに行うものとする。

　（非常災害対策）

第１２条　非常災害に備えて，消防計画等を作成し，防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め，少なくとも毎月１回以上，避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

　（虐待の防止のための措置）

第１３条　当園は，園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（秘密の保持）

第１４条　当園の職員は，業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

２　地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

３　連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。

４　職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

　（記録の整備）

第１５条　当園は，保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し，その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

（１）保育の実施に当たっての計画　　　　　　　　　　　　　　　５年間保存

（２）提供した保育に係る提供記録　　　　　　　　　　　　　　　５年間保存

（３）市町村への通知に係る記録　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５年間保存

（４）支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録　　　　　　　　　　　５年間保存

（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録　　　　　　５年間保存

（６）保育所児童保育要録　　　　　　　　当該児童が小学校を卒業するまでの間保存

　（その他運営に関する重要事項）

第１６条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　　　　（必要に応じて記載）

附　則

　この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

別表

１　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容，負担を求める理由及び目的 |
| ○○に係る費用 |  |
| △△費 |  |
| □□費 |  |

※金額については，支給認定保護者に行う重要事項説明の文書に記載することとする。なお，重要事項の説明を行うまでに金額が決まっていない場合については，保護者に文書で知らせることとする。

＜例＞

・２号認定子どもに係る給食費（幼児主食費）

・○○行事に係る費用

・日本スポーツ振興センター共済掛金

２　延長保育に係る利用者負担

（１）第７条第１号なお書きの延長保育事業について，園児の居住する市町村が定める額を支給認定保護者から徴収する。

（２）第７条第２号なお書きの延長保育事業について，園児の居住する市町村が定める額を支給認定保護者から徴収する。

**※　当園は，上記費用の支払を受けた場合は，領収証を交付する。**